

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月14日(水)
午後3時11分～午後3時45分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について

- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 議員の派遣について
- (4) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午後 3 時 1 1 分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

まず、次第書の1ページ、1の（1）の① 追加議案の件名についてです。

今回、3か件の追加議案が提出されております。

条例議案の1か件として、議案第104号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

補正予算議案の2か件として、議案第105号 令和4年度名取市一般会計補正予算（第11号）及び議案第106号 令和4年度名取市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）です。

次に、② 取扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料1、議事日程第5号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明について、日程第14 議案第103号 宮城県南部消防指令事務協議会の設置についての採決の後、追加議案3か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに審議するものです。

次に、ウ 審議方法ですが、議案上程の後、議案第104号については、冒頭に健康福祉部長による補足説明を受け、質疑を行います。質疑の後、委員会付

託を省略いたしまして、討論、採決となります。次に議案第105号及び議案第106号については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。いずれの議案についても採決方法は起立採決といたします。

追加議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま追加議案の取扱いについて説明をいたさされましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次第書の1ページ下段を御覧願います。① 改正案について御説明いたします。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

なお、今回の一部改正については、12月5日に開催されました会派代表者会議の決定に基づき、御提案するものです。

条例改正の内容について御説明いたします。資料2の名取市議会議員の政治倫理に関する条例の改正概要について及び資料3の新旧対照表を併せて御覧ください。

まず、1の条例改正の理由と改正内容ですが、今回の条例改正では、大きく2点についての見直しとなります。

1点目は、調査請求書提出時の証拠資料の添付についてです。調査請求の手続については、条例第9条及び第10条並びに施行規則第6条に規定しておりま

すが、政治倫理基準の抵触を証する資料の添付について条例上具体的な規定はなく、施行規則で定める調査請求書の様式上に記載されているのみで、その具体的な資料等の例が示されていない状況でした。

このことに関する対応策として、調査請求書提出に当たり、政治倫理基準の抵触を証する資料の添付を条例に明記し、また、抵触を証する資料の具体例を施行規則に明記します。

資料3の新旧対照表の、第10条の2行目、「次に掲げる事項を記載した書面」の括弧書きの後の「)を」を「)に政治倫理基準に抵触していると疑うに足る事実を証する資料等を添えて、」に改める案です。

また、これまで、政治倫理基準に「違反する行為があると思料する」などとしていた表現について「抵触する疑いがあると認められる」という表現に見直し、これに関連する、目次及び本文の第4章、第9条、第10条、第22条において、文言の整理を行うものです。

なお、抵触を証する資料の具体例に係る改正案については、施行規則改正の新旧対照表を資料3の最後に参考資料として添付いたしましたので御覧願います。「条例第10条に規定する事実を証する資料等とは、文書、図面、写真、ソーシャルネットワーキングサービスの投稿内容や電子メールを印刷したもの及び映像等が記録された媒体等をいう。」と追加します。

2点目は、政治倫理調査会の設置と調査付託についてです。第11条（議長による調査）で規定している内容と、第12条（調査会の設置等）の規定にそごが生じておりました。

このことに関する対応策として、新旧対照表2ページ上段の第11条を削り、以下条を繰り上げ、第12条を第11条とし、「議長は、調査請求書の提出があった場合」の後を、「、名取市議会政治倫理調査会(以下「調査会」という。)を設置し、調査審議を付託するものとする。」に改める案です。今回の改正の中で、調査会の役割を精査しまして、これまで規定していた政治倫理に関する重要事項についての建議については、会派代表者会議の中で、議会運営に係る重要課題として取り扱うこととし、政治倫理条例から削除します。この見直しに関連し、改正前の条で申し上げますと、2ページの第14条、3ページの第19条、第21条において、文言の整理等を行うものです。

3点目は、その他文言の整理として、改正前の条で申し上げますと、第10条、第13条、第16条、第17条において、適切な表現に改めるために、しかるべき改正を行うものです。

また、2の条例の施行日は、公布の日から施行とする案です。

ただいま御説明した内容の条例改正案文が資料4となります。提案理由は、「政治倫理基準に抵触する行為の調査請求の手續について明確化を図るため、所要の改正を行うべく提出するものである」とする案です。

改正条例の内容については以上です。

次第書の1ページにお戻りください。

次に、②の取扱い案です。

上程については、本定例会の最終日の12月16日、議会案第10号採決の後に上程をいたします。審議の進め方については、提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決方法は起立採決とする案です。

名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

次第書の2ページ上段と、資料5を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、今回は2件に対し、議員を派遣するものです。

派遣の内容は、初めに、1 宮城県市議会議長会春季定期総会です。

派遣場所は仙台市、派遣期間は令和5年1月30日月曜日です。派遣議員は菊地 忍議長です。

次に、2 亘理名取地区市町議会連絡協議会議員研修です。

派遣場所は山元町、派遣期間は令和5年1月31日火曜日です。派遣議員は全議員です。

次に、取扱い案については、次第書の2ページ3の(1)の②に記載のとおり、12月16日金曜日、議会案第11号 名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例についての採決の後に上程いたします。

採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです

議員の派遣については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま議員の派遣について説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

議決項目の見直しについては、12月5日に開催した本委員会において、一度持ち帰りとし、次回の議会運営委員会で改めて協議することとしておりました。

本日は、このことについて、委員各位より御意見をお伺いして協議を進めて参りたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 4 分 休憩

【休憩中の協議概要】

<会派からの意見>

- ・（創政会）議決項目としては現行どおりでよいが、議員協議会の在り方として、例えば議決事項とならない重要な案件については、議会としての意思を表明できる機会が必要ではないかと感じている。
- ・（名和会）ネーミングライツについて議決項目に追加すべき。
- ・（その他）その他の会派は、現行どおり。

<まとめ>

- ・議決項目については、現行どおりとする。
 - ・議員協議会の在り方については、基本的に賛否を問う場ではないが、議会内での理解や議論が深まっていない状況で事業が進んでいったり本会議での議案となる事案もあるため、必要に応じて、協議の場を設けること等について執行部へ申入れを行うなど、対応を考えるべき。
-

午後 3 時 4 5 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

議決項目の見直しについては、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 4 5 分 散会

令和4年12月14日

議会運営委員会

委員長 大友 康 信